

# ヴィラージュ富士短期入所生活介護事業重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

当事業者が提供する短期入所生活介護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 施設経営法人

法人名称	社会福祉法人 秀生会
法人の所在地	〒419-0201 静岡県富士市厚原359番地の8
電話番号	0545-72-5500
FAX 番号	0545-73-1160
代表者氏名	理事長 中 島 佳 奈 美
設立年月日	平成11年1月25日

## 2 利用施設

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所 *当事業所は特別養護老人ホームヴィラージュ富士に併設されています。
介護保険事業所番号	2272300977
指定年月日	平成15年11月1日 静岡県指定
事業所の目的	指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の名称	ヴィラージュ富士短期入所生活介護事業所
事業所の所在地	〒419-0201 静岡県富士市厚原359番地の8
電話番号	0545-73-1188
FAX 番号	0545-73-1880
施設長（管理者）	古 口 好 美
開設年月日	平成15年11月1日

## 3 施設の概要

定 員	10人
居 室	1人部屋 10室
浴 室	一般浴槽 特殊浴槽
食 堂・リビング	58.57 m <sup>2</sup>
ホール・廊下	132.69 m <sup>2</sup>
静養室	23.25 m <sup>2</sup> （特養）
医務室・看護室	28.15 m <sup>2</sup> （特養）
相談室・会議室	5.38 m <sup>2</sup>
その他	スプリンクラー 自動販売機 冷暖房 空気洗浄機 エレベーター2基

#### 4 職員の配置状況

職 種	人 数
管理者	1
事務職員	1 以上
生活相談員（特養含む）	1 以上
介護職員（特養含む）	30 以上
看護職員（特養含む）	3 以上
管理栄養士	1 以上
機能訓練指導員	1 以上
医師	(1)

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ ( )内は週一回の嘱託です。

#### 5 当施設が提供するサービスと利用料金

##### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

食 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・当施設では、栄養士がたてる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</li></ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご希望により随時入浴できます。</li><li>・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。</li></ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。</li></ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康管理のための適切な措置を講じます。</li></ul>

※ サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、利用者にわかりやすいように説明します。

※ サービスの提供に用いる設備、器具については、安全、衛生に常に注意を払い、特に利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

### 〈介護給付によるサービス（1日あたり）〉

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と滞在に係る自己負担額、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

（単位：単位数）

利用者の要介護度とサービス 単位数	要介護度 1 704	要介護度 2 772	要介護度 3 847	要介護度 4 918	要介護度 5 987
機能訓練体制加算	12/日				
送迎加算（希望の方）	184/片道				
夜間職員配置加算	18/日				
療養食加算（主治医の指示がある方）	8/回				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日				
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18/日				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日				
看護体制加算Ⅰ	4/日				
看護体制加算Ⅱ	8/日				
個別機能訓練加算	56/日				
医療連携強化加算	58/日				
緊急短期入所受入加算 （入居から7日まで・介護を行う家族の疾病等でやむを得ない事情がある場合は14日）	90/日				
認知症行動、心理症状緊急対応加算（入居から7日まで・医師が緊急入居が適当と判断したとき）	200/日				
若年性認知症利用者受入加算（国の基準該当）	120/日				
※介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に8.3%乗じた単位数				
※介護職員等特定処遇加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に2.7%乗じた単位数				
※介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月の総単位数に1.6%乗じた単位数				
※②介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に14.0%乗じた単位数				

処遇改善※は令和6年5月まで ※②は令和6年6月から算定となります。

- 富士市は地域区分が「7級地」のため、上記単位数に10.17円を乗じた金額の1割が自己負担となります。ただし、一定以上所得がある方は、自己負担が2割又は3割となります。
- 1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

### 〈当施設の滞在費・食費の負担額〉

ア 食費 朝食 370円 昼食 670円 おやつ 50円 夕食 410円  
イ 滞在費 2,490円/日

※ 世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの滞在費・食費の負担上限額が次のとおりとなります。

[単位：円/日]

対 象 者		区 分	滞在費 ユニット型個 室	食 費
生活保護受給者		利用者 負担段階 1	820円	300円
高齢福祉年金受給者				
市町村民 税非課税 世帯全員 が	年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	利用者 負担段階 2	820円	600円
	年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円を超え120 万円以下の方	利用者 負担段階 3①	1,310円	1,000円
	年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円を超える方	利用者 負担段階 3②	1,310円	1,300円

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 送迎加算は、送迎を希望される方に、療養加算は主治医の指示がある方が対象です。

## (2) その他の費用

<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>実施地域を超えた地点から片道1キロメートルあたり</li> <li>※通常の送迎実施地域・・・富士市、富士宮市</li> </ul>	10円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品費</li> <li>短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用</li> <li>・教養娯楽費（企画にかかる経費）</li> <li>・理・美容代</li> </ul>	実 費  実 費 実 費

## (3) 料金の支払方法

ア 利用者が事業者を支払う料金の支払については、利用料金の合計額を月ごとに支払います。

イ 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。

ウ 支払方法は、金融機関口座からの引き落とし方法となります。ただし、手続きが間に合わない場合限り、窓口での現金払い及び指定口座への振込みとなります。

指定口座			
清水銀行	吉原支店	口座番号：2332801	
口座名義	社会福祉法人秀生会	理事長	中島佳奈美

#### (4) キャンセル料

利用者の都合により短期入所生活介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、当事業所に連絡して下さい。

##### ア 入所のキャンセル料

入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1,500円

##### イ 入所中のキャンセルの場合

利用者が中途退所を希望する場合などは、退所までの利用料金を支払っていただきます。

#### (5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の9割、一定以上所得がある方は8割又は7割）の払い戻しを受けてください。

## 6 サービスの利用方法

### (1) 利用開始

- ア 当事業者に電話でお問い合わせ下さい。当事業者の担当職員が利用者のお宅に伺い、当事業者の短期入所生活介護の内容についてご説明します。
- イ この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業者の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。（期間が短い場合は作成しない場合があります。）
- ウ 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談下さい。

### (2) サービスの終了

- ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の前日17時まで申し出て下さい。
- イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、1ヶ月以内以上の予告期間をもって、文書により利用者に通知します。
- ウ 自動終了  
次の場合は、サービスが自動的に終了となります。
  - ・利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
  - ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

- ・利用者が亡くなったとき。

エ その他

※ 利用者は下記の場合、文書で通知することによりこの契約を終了することができます。

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に違反した場合
- ・利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当事業者が破産した場合

※ 事業者は下記の場合、文書で利用者に通知することにより、2週間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者及び身元引受人がサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず料金を支払わないとき
- ・利用者及び身元引受人の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもそれを防止できないとき
- ・利用者及び身元引受人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また、利用の継続が困難と判断されるような著しい不信行為やハラスメント行為を行うなど、本契約を継続し難い事情を生じさせた場合

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為）

## 7 サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	・面会時間は7：00～21：00 までです。
外出	・体調等のこともありますので、前もってご連絡をお願いします。
飲酒、喫煙	・喫煙は決められた場所以外ではお断り致します。 ・飲酒を希望される方は担当職員にご相談ください。
居室・設備 ・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
ペット	・ペットをつれての入居はご遠慮下さい。
所持品の持ち込み	・入居期間に合わせて、最小限の所持品をお持ち下さい。
宗教活動・政治活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
食事	・食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日 17 時までに申し出があった場合には、「食事にかかわる自己負担額」は免除されます。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時においてになる時、あるいは外出から帰られる時に、食べ物を持ち込まれることが時折見受けられますが、これは食べ過ぎの原因になり、病気によっては悪化の要因になることもあります。また食中毒発生の危険性もありますので、職員へ連絡していただくようお願い致します。(場合によってはお預りすることがありますが、ご了承下さい。)</li> <li>・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合プライバシー等の保護について、十分な配慮をいたします。</li> </ul>
-----	---

## 8 緊急時の対応方法

短期入所生活介護の提供中に利用者へ容態の変化があった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業者の協力医療機関等に連絡します。

嘱託医	氏名	西村 泰人
	連絡先	0545-36-2211
協力医療病院	医療機関の名称	新富士病院
	連絡先	0545-36-2211

## 9 サービス提供における事業者の義務

当事業は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 事業者は、介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。事業者の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努め、当該施設において感染症が発生し蔓延しないよう必要な措置を講じます。
- ③ 事業者及びサービス従業者は、利用者の人権を擁護するため、虐待の発生またはその再発を防止に努めます。利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。  
 担当者：施設長 古口 好美  
 虐待防止委員会 委員長 山田 健司
- ④ 事業者は、感染症や自然災害発生した場合においても、業務が継続できるよう対策を講じます。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

## 10 非常災害対策

防火管理者	矢萩 大貴
非常時の対応	・別に定める「特別養護老人ホームヴィラージュ富士」施設防災管理規程に則り対応を行います。

近隣との協力関係	・地元の自主防災組織と近隣防災協定を締結し、日ごろからの訓練を行ない、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の防災訓練等	・別途定める「特別養護老人ホームヴィラージュ富士」施設防災管理規程に則り、毎月夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー 有 ・避難階段 有

## 1.1 苦情処理

利用者は、当事業者の短期入所生活介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇をうけません。

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

この他、市町村や国民健康保険団体連合会（国保連）窓口に苦情を申立てることができます。

- ・ 富士市役所 介護保険課 0545-55-2767
- ・ 富士市役所 福祉総務課福祉指導室 0545-55-2863
- ・ 富士宮市保健福祉部介護障害支援課 0544-22-1141
- ・ 静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5590
- ・ 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 054-653-0840

### 苦情解決体制

ヴィラージュ富士短期入所生活介護事業所では、以下のように苦情解決のための体制を整備し、実施いたします。

\* 「苦情申し出窓口」を次のように設置いたしております。

- 1 苦情解決責任者 古口 好美（施設長）
- 2 苦情受付担当者 町田 和明（生活相談員）
- 3 連絡先 静岡県富士市厚原359番地の8 ヴィラージュ富士  
電話 0545-73-1188
- 4 第三者委員
  - (1) 若林 学  
電話 0545-71-7373
  - (2) 杉山 君枝  
電話 0545-51-2945

\* 苦情受付の方法

#### ① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

#### ② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告を受けた旨を通知します。

#### ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申し出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申し出人と、第三者委員の話し合いは次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言



ウ 話合いの結果や改善事項等の確認

## 1 2 第三者による評価の実施状況

静岡県福祉サービス第三者評価の実施・・・無し